

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 建物の屋根又は外壁に市長が公益上特に必要があると認める設備を設置するとき
25年以内
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき 3年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)